

判例研究

御殿場市東富士入会地野焼き 3 名焼死事件 (東京高判平成 31・1・23)

古川伸彦

東京高等裁判所平成 31 年 1 月 23 日第 11 刑事部判決 (確定)

(平成 29 年 (う) 第 521 号、各業務上過失致死被告事件)

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/398/088398_hanrei.pdf>

(本稿中、判文の引用は、上記 PDF ファイルの頁数による。)

第 1 審判決：静岡地沼津支判平成 29・2・24 (LEX/DB 25545359)

【事件の概要】

1 平成 22 年 3 月 20 日、静岡県御殿場市の陸上自衛隊東富士演習場内で、毎年恒例の野焼きが実施された。野焼きとは、害虫駆除、防火 (野火防止)、採草地改良等の目的で行われるものであり、同演習場内のそれは、入会地となっている原野約 3,000 ha を焼き払う盛大な行事である。同日 9 時 30 分ころに着火が開始されたが、その約 30 分後、事故発生の一報がもたらされ、作業員 3 名が焼死したことが判明した。当初の報道では、急に風向きが変わった、あるいは突風が吹いたせいで炎に巻かれた可能性が伝えられていた¹⁾。

本件入会地は、4 つの組合 (G 組合、N 組合、O 組合、P 組合) によって利用収益されており、その 4 つの組合が、本件野焼き作業を、管理保全業務の一環として、陸上自衛隊、御殿場市、裾野市等の協力を得て行っていた。警察は、平成 22 年 12 月 9 日、本件野焼き作業の総責任者であった G 組合組合長 A、それを補佐する立場にあった同組合事務局長 B、被害者ら

1) 朝日新聞 2010 年 3 月 21 日朝刊 39 頁、同月 22 日朝刊 29 頁 (静岡)、同月 24 日朝刊 29 頁 (静岡) など。

と同じ班（H1班）で作業を行っていたM（H火防隊L支隊支隊長）、同班の現場責任者であったRを業務上過失致死の被疑者と見て、事件を検察官に送致した。

報道によると、本件当日は朝から断続的に強風が吹くことが予想されていた、事前の実施計画に反し、被害者らの風上から火を入れた疑いがある、作業員の安全を十分に図れない場所で火を入れた疑いがあるといった点が、警察の見立ての根拠だったようである²⁾。だが、結局、検察官は、平成23年3月25日、A・Bを起訴し、M・Rを不起訴（嫌疑不十分）とした。すなわち、本件事故は、現場の判断に落ち度があったせいではなく、A・Bが、それぞれ、計画段階で死傷事故の危険に対する配慮を怠ったせいで起きた、と³⁾。

すでに事故発生から約1年が経っていたが、第1回公判期日は、さらに3年弱後の平成26年1月22日であった⁴⁾。この間に、かなりの回数 of 公判前整理手続の期日があり、訴因変更請求・許可や検察官に対する求釈明があったことが、次に見る第1審判決の理由中に言及されている。しかして第1審は、平成28年10月12日、弁論手続が行われて結審した⁵⁾。平成29年2月24日、判決宣告手続が行われ、第1審は、被告人両名を有罪とする判決を言い渡した（刑はAが禁錮1年、Bが禁錮10月、いずれも執行猶予3年）。

2 (1) 第1審の認定した罪となるべき事実は、大要、本件野焼作業の実施計画の企画・立案にかかる業務に、AはG組合らによって実施される本件野焼作業の総責任者として、BはAから原案作成等の実質的権限を委ねられて同人を補佐する、同組合の事務局および本件野焼作業の統制本部の責任者として従事していたが、それぞれ、実施計画段階の組合長会議や関係地区の代表者・作業担当責任者等の出席する会議で、当日はどこから火を入れるかを十分協議し、周知徹底すべき業務上の注意義務を怠ったとするものであった⁶⁾。

作業員が着火を開始すべき場所は、「防火帯」と呼ばれる。「防火帯」と

-
- 2) 朝日新聞2010年12月10日朝刊27頁（静岡）参照。
 - 3) 朝日新聞2011年3月26日朝刊25頁（静岡全県）参照。
 - 4) 朝日新聞2014年1月23日朝刊29頁（静岡）参照。
 - 5) 朝日新聞2016年10月13日朝刊29頁（静岡）参照。
 - 6) 第1審判決の理由中「罪となるべき事実」。

いう言葉それ自体は、必ずしも野焼きに固有のものではない。むしろ日常用語的には、ヨリ一般的な防災上の概念として、延焼被害を食い止めるために設けられる帯状の場所的領域を指しており、たとえば都市計画やプラント設計の際に非常に重要な意味を持っている。森林法 25 条 1 項 7 号によって指定される保安林（いわゆる防火保安林）もまた、森林火災対策上の防火帯の一種である。この「防火帯」と野焼きの関係の不明さが問題を複雑にする。

第 1 審は、当時の御殿場市火入れに関する条例と裾野市火入れに関する条例が、火入れをする際に、幅が 5 ないし 10 m 以上ある、またはそれに準じる「防火帯」を設けなければならないと定めていたことから⁷⁾、さしずめそれを「安全地帯」として、つまり作業員が緊急時に避難できる場所として確保しながら野焼作業を行うことが、作業員の安全を守るために必要だと見ている。それが、どこが「防火帯」かを決め、そこからしか火を入れないという方法を守らせる、事前協議・周知徹底が不可欠だと認定を支えている。

もっとも、後に第 2 審によっても指摘されるように、条例上の「防火帯」設置義務の目的は、少なくとも文理上は延焼防止である⁸⁾。野焼作業を、一定の「安全地帯」を起点として風向き等を考えながら焼け跡を広げてゆくという方法で行うことそれ自体は、まず容易に想像が付くところだが、それが安全に行われるようにしようと思った場合、火を入れる場所の「防火帯」該当性は、あまり本質的な観点ではない。けれども、第 1 審は、被害者らが「防火帯」に当たらない場所を進んだのが事故原因だと考えている節がある。

(2) 被害者らは、本件野焼作業の統制本部地点から南西方向に延びる「山口道」の途中から北西方向へ分岐して延びる「入会 7 号」を約 600 m

7) 第 1 審判決の理由中「事実認定の補足説明」第 2.1. (2)。

8) 本件事故発生を受けて両条例は改正され、防火帯設置にかかる現行規定は、御殿場市条例では、「火入者は、火入地の周囲に幅 10 メートル以上の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、周囲への延焼の恐れがないようにしなければならない。ただし、河川、湖沼、溝等によって防火帯と同等の効果があると認められる場合は、この限りでない。」(13 条 1 項)、「火入れ地が東富士演習場の場合については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中『10 メートル以上』とあるのは『20 メートル以上』と読み替えるものとする。」(同条 2 項)となっている。裾野市条例でも同様 (11 条 1 項、2 項)。

進んだ先の原野内で焼死した⁹⁾。何が起きたのかというと、被害者らの属するH火防隊L支隊は、全部で5つの作業区うちの第3作業区H1班に編入されて同区内H1・2班担当作業区域を割り当てられ、本件当日8時30分ころの開会式・注意事項伝達の後、山口道から入会7号が分岐する地点に移動し、9時30分ころの着火開始の合図を受け、入会7号を北上しながら着火を行った¹⁰⁾。

L支隊は、例年どおりであれば、南から風が吹いてくるため、山口道に沿って風上から火入れを進めるはずであったが、本件当日は西から風が吹いていたため、入会7号を北上しながらその東側に火を入れてゆくことにした。そのやり方は、隊員5名が入会7号に沿ってある程度の間隔を空けて一列に並び、それぞれ、道の東端の萱に着火し、着火したら前方の隊員を追い越して同じように着火するという作業を繰り返すものであった。10時ころ、被害者ら3名が約600m先まで進み、Mほか1名(Q)が約560m先まで進んだ¹¹⁾。

ところで、入会7号はH1・2班担当作業区域の西側境界であって、だからそこから着火すれば風下に向かって効率的に火入れができるとの目算が働いたわけだが、その境界の隣はC3班担当作業区域であった。このC3班は、入会7号から見て西方向にある「平塚道入口」を出発して「平塚道」を東進しながら着火を行っていた¹²⁾。その火は、必然的に東に向かって、つまり入会7号に向かって燃え広がる。L支隊は、東側を自分たちで燃やしつつ、西側からC3班の火に迫られていた。これが、10時ころの客観的状况である。

最終的に被害者らを包んだ火炎が、どこで付けられた火に由来するのかは確定されていない。第1審によれば、真実である可能性が最も高いのは、C3班の火が折柄の西ないし南西方向からの強い風に煽られて東進し、それが被害者らを包んだとの推論である。ただし、L支隊の火が西側に飛び火した後延焼した可能性、あるいはそもそも被害者ら自身が西側に着火した可能性もある¹³⁾。入会7号は幅が約4.7mしかなく、その両側に約1

9) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第2.6。

10) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第2.4～5。

11) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2。(1)ア。

12) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第2.5。(2)第3文。

13) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2。(1)イ。

ないし3mの高さの萱が茂っていたことからしても¹⁴⁾、それ相応に成り立つ推論である。

(3) 本件事故の発生経緯についての如上の認定を踏まえ、第1審は、A・Bに業務上過失致死罪が成立する旨の判断を、次のような論理を辿って導いている。まず、検察官に対し、A・Bが具体的にどのような措置をとるべきだったとの主張を行うのかという点を求釈明し、「結果を左右した本質的な結果回避措置」を絞り込む。検察官は、「実施計画段階の注意義務」と「本件当日の注意義務」として、それぞれ複数の具体的な措置内容を挙げたようである¹⁵⁾。しかし、第1審が取り上げたのは、実施計画段階のそれのみである。

というのも、第1審は、本件事故の要因として、被害者らが、「防火帯」に当たらない入会7号に入り込んで着火したことを強調している¹⁶⁾。それを防止するには、「防火帯」以外の場所から着火を開始してはならないとの取り決めをはっきりさせておく必要があるが、そうした「防火帯外着火禁止措置」は、実施計画段階で講じなければ意味がない¹⁷⁾。当日になって講じても本件事故を防げたかどうかは疑わしいし、いずれにせよ実施計画段階で十分な協議と周知徹底が図られていれば、確実に本件事故を防げたはずである¹⁸⁾。

本件野焼作業の実施計画書案（B起案、A承認）は、実施前年の11月の組合長会議に提出されて協議事項（説明者B）とされた後、実施直前の2月の代表者会議に附議されて協議事項（説明者B）とされ、承認・確定されるに至ったものである¹⁹⁾。この過程で、A・Bが、とくに現場の作業担

14) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第2.5.(3)第2段落。

15) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.1。公判前整理手続では、この「検察官主張の結果回避措置の内容」の具体化のために、多くの時間が割かれたようである。

16) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2.(2)ア（とくに第2段落）。

17) 検察官は、C3班の火がL支隊方向へ延焼する危険を防止する措置（「隣接作業区域からの延焼危険防止措置」）やL支隊側でそうした延焼の危険に備えさせる措置（「延焼危険周知措置」）、あるいはL支隊自身の火に巻き込まれる危険を防止する措置（「同一作業区域内の危険防止措置」）も主張したが、被害者らを包んだ火災がC3班の火に由来しない可能性もL支隊自身の火に由来しない可能性も残ることから、本件事故を防げた措置とは認めがたいとされた（第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2.(2)イ）。

18) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2.(3)イ。

19) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第2.3。

当責任者の出席する代表者会議で、『防火帯』以外からの着火を禁じることや、『防火帯』ではない場所と『防火帯』とを明示することを取り決めた上、これを現場の作業員に周知徹底する」措置を講じていれば、事故は起きなかった²⁰⁾。

続いて、A・Bが、それぞれ上記措置（「防火帯外着火禁止措置に係る履行確保措置」）をとるべき義務を負っていたかどうかを検討される。いわく、現場の作業員らの安全確保については主催者側が義務を負担すべきであり、信頼の原則によって義務を免れることもできない²¹⁾；組織体である主催者の中で、A・Bは、作為義務を帰属される立場にあった²²⁾；本件事故発生の子見可能性は認められる²³⁾；義務履行の要求が過大であるともいえないし、不可能を強いるともいえない²⁴⁾；よって結果回避義務違反の刑責を肯定できる、と。

3 被告人側は、A・Bとも控訴した。

【判旨】

破棄自判、無罪（確定）。

1 (1) 「原判決は、まず、本件事故と因果関係を有する結果回避措置を設定し、しかる後、かかる結果回避措置を講ずるべき責任主体は誰かを検討して、被告人兩名にその作為義務を認め、その後、被告人兩名の子見可能性や結果回避可能性を検討している。しかし、過失責任を検討する際は、まず、被告人兩名に本件事故に対する子見可能性があるかどうかを検討し、子見可能性がある場合に結果回避措置の内容を検討するのが通常であるから、原判決の判断枠組みが本件において適切であったかどうかについては疑問がある。」(12頁)

(2) 「原判決は、『防火帯』の意味について、野焼作業において、火災の延焼・拡大等の危険から作業員らの安全を確保することができる程度の幅員を備えた安全地帯であることのほか、当時の御殿場市火入れに関する

20) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2.(3)ア。

21) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第4.1。

22) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第4.2。

23) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第5.1。

24) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第5.2。

条例又は裾野市火入れに関する条例の各規定による幅5メートルないし10メートル以上のもの及びこれに準じるものなどと説明している。しかも、原判決によれば、入会7号は、約4.7メートルの幅があるのに『防火帯』ではないとされているが、それなりの道路幅があることにより、緊急時の避難場所としての適否の判断を誤るおそれがある……ともされており、これによれば、入会7号が『防火帯』であるかどうかは相当重要な意味を持っているはずなのに、何故、道路幅が5メートルに約0.3メートル足りないだけの入会7号が『防火帯』とならないのかは必ずしも明らかではない。これは、そもそも、所論が指摘するとおり、その準じるという意味が不明確であることや、飛び火等による森林への延焼の防止を目的とした各条例上の防火帯の概念を、人の生命・身体に対して火災が及ぼす種々の現象（熱、煙、酸素欠乏等）のほか、萱の群生する原野に立ち入って作業することを考慮しなければならない野焼作業における人の生命・身体の安全確保のための場所に転用していることが適切でないためである。……『防火帯』とは、原判決のいう前段部分のみ、すなわち、火災の延焼・拡大等の危険から作業員らの安全を確保することができる程度の幅員を備えた安全地帯という限度でしか意味を持たないと解するのが相当である。」（12～13頁）

2 (1) 「被告人兩名に過失責任を問えるか否かを検討するに当たっては、……本件事故の原因に即して検討する必要がある、被告人兩名において、本件野焼作業で現場の作業員らが上記の被害者ら3名等による本件着火行為のような危険な作業をすることについて予見し、これを回避すべき義務があったかどうかを吟味しなければならない。」（16頁）

(2) 「一般に、野焼作業においては、現場の作業員は、自己の身の安全を考えて作業をする必要がある、そのために、緊急時の避難場所となり得る安全地帯を背にして、その外縁部に着火し焼け跡を広げていく方法で作業を進めるべきであることは、野焼作業に関与したことのある者の常識であり、原判決の表現を借りれば、こうした作業手順は『野焼作業の鉄則』といえるものである。」（17頁）

本件「野焼作業においては、具体的な着火場所の選定は現場の状況等を一番よく知り得る立場にある現場の作業員らの判断に委ねられており、また、被害者3名を含むL支隊員らは、経験も豊富で、野焼作業の安全性

のための手順を十分にわきまえた人達であったことが認められる。そして、現場の作業員らの判断で進められてきたこれまでの東富士演習場の野焼作業では、作業員の大きな死傷事故につながるような事故が発生していなかったし、被告人兩名は、本件野焼作業の企画・立案を担っていた者ではあるが、前記のとおり本件実施計画書は、作業担当責任者らが参加する会議での了承も経て確定しているところ、その過程で事故の危険性について具体的な指摘も受けていない。そうすると、被告人兩名の立場からすれば、入会7号の存在を認識していたとはいえ、経験豊富な現場の作業員らが、『野焼作業の鉄則』に反して、原野内で着火するのに等しい危険な行為を行うようなことは、通常は想定し得ないというべきであり、これを、計画の企画・立案の際に、具体的に予見できた又は予見すべきであったというのは、常識的に考えても無理がある。」(19～20頁)

(3) 「以上によれば、被告人兩名には、被害者ら3名等による本件着火行為による事故について、予見することができ又は予見すべきであったとも、これを回避すべき義務があったとも認められないから、被告人兩名に過失を認めた原判決は、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があり、破棄を免れない。」(22頁)

【評釈】

1 (1) 本判決が原判決を覆したポイントは、本件事故発生の予見可能性が認められるかどうかである。過失犯の成立に必要な予見可能性の肯否如何といっても、一般的な公式のようなものがあるわけではなく、本判決の述べるとおり(判旨2.(1))、結果発生に至った原因を解明したうえで、その原因を構成し、結果発生を予測させるべき要素(危険要因)を析出し、それが、通常必要とされる注意深さを備えていれば認識可能なものだったかと問うてゆくほかない。そこで是と答えるものがなければ、過失犯は不成立である。

本件事故の直接的な原因を、本判決は、「本件野焼作業において、被害者ら3名が、L支隊の他の作業員2名とともに、入会7号に立ち入った上、その入会7号に沿って一列に並んで、東側道端の萱に着火しては、前方で作業中の他の作業員を追い越して、さらにその前方で東側道端の萱に着火

することを繰り返しつつ、入会7号の奥約600メートルまで進入したこと」（「被害者ら3名等による本件着火行為」）にあると見る（15～16頁）。そうした危険な着火行為をした結果、被害者らは火に巻かれて死亡したのである。

しかし、本判決が重視したのは、本件野焼作業は、事前の打合せも当日の判断も、班ごとに、つまり割り当てられた区域で作業に当たるグループ単位で行われてきたという事実である。それは、「現場の作業員においては、各班ともこれまでも毎年同じ区域の野焼作業に従事していて地勢を承知しているとともに、経験が豊富な者が多いことから、着火場所等の具体的な作業方法については、効率性及び身の安全を考慮した上での現場の作業員らの判断に委ねるのが適当であるとの考えに基づくものであ」る（17～18頁）。

これをA・Bが踏襲しても、前年までにいわゆるヒヤリハット事例があったとか、今年からは経験不足の者ばかりで編成される班があるとかいった事情でもないかぎり、班ごとに任せておくと失敗して死傷事故が起きるのではないかとの心配は無用のはずである。本判決が、原判決のこだわる実施計画段階において、作業員が危険な着火行為をする危険性を予見できたとは認められないと判じた所以である（判旨2. (2)）。つとに白石中央病院事件や日本アエロジル事件にも見られた、信頼の原則の典型的な適用例である²⁵⁾。

(2) 判断の分かれ目は、L支隊が、客観的に危険な、「原野内で着火する」がごとき誤った着火手順を履んだとしても、彼らがそうした誤りを犯すおそれを予測すべきだったかどうかにある。一般的・抽象的には人間の判断にミスは付き物であるとしても、危険の予測・回避についてその人の経験や能力を信頼できる場合には、その人が判断を誤るかもしれないとまで計算に入れる必要はない。本判決と原判決の違いは、現場作業員らの行動について信頼の原則を適用できるかどうかに関する事実認定の差に帰するともいえる。

そのような認定の相違をもたらした要因の1つが、先に一寸言及した、

25) 札幌高判昭和56・1・22刑月13巻1・2号12頁、最判昭和63・10・27刑集42巻8号1109頁。管見は拙稿「いわゆる過失競合事案における過失認定の在り方について」川端博ほか編『理論刑法学の探究⑤』（成文堂、2012）7頁以下。

「防火帯」の持つ意味合いの捉え方である。原判決は、「野焼作業の鉄則」として、緊急時の避難場所を常に作業員の背後に確保する必要があり、条例上設置すべき「防火帯」がそれに当たると解している²⁶⁾。L支隊の判断ミスは、入会7号が「防火帯」ではないのに、そこから火を入れてしまった点に（も）ある²⁷⁾。事前に「防火帯」の取り決めをしていなかった以上、現場作業員らが間違えてもおかしくない²⁸⁾。だから信頼の原則を適用しなかったのである。

しかし、本判決は、肝心なのは「安全地帯」の確保であって、条例上の「防火帯」該当性ではないとした（判旨1. (2)）。むしろ当時の条例の文言上は入会7号が「防火帯」に当たる可能性もあり、L支隊の判断ミスは、入会7号が「防火帯」か否かを見誤ったというよりも、端的に、入会7号の状況からして「安全地帯」の確保ができないのに、そこに入り込んで着火したという点に尽きる。本判決が、L支隊が入会7号を「防火帯」と誤解して入ったとの原審認定は誤りだとあえて説示するのも（18頁）、この趣旨である。

原判決が、条例上の「防火帯」設置義務に対し、そこからしか着火を行ってはならないという規範的な意味を読み込んだ点は²⁹⁾、どうも我田引水の憾みがある。原判決は、弁護人の、各条例は着火場所については特段規律していない旨の反論を、ほとんど気に掛けていないようだが³⁰⁾、もっと耳を傾けるべきであった。原判決の誤りは、「防火帯外着火禁止措置」を基

26) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第5.2. (2) イ。

27) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第3.2. (3) イ：L支隊員らを指揮していたMにおいて、「入会7号について、それ自体は『防火帯』になり得ないものであったにもかかわらず、一見するとある程度の幅員があるため、これを緊急時の避難場所になる『防火帯』に当たると誤解した」（第2段落）。

28) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第4.1. (2) 第1段落。これは、「罪となるべき事実」の記載とも対応している：入会7号「のように、それ自体は『防火帯』にはなり得ないものであるにもかかわらず、一見するとある程度の幅員があるため、作業員らにおいて、それ自体が『防火帯』であると誤解するなどして漫然と立入り、緊急時の避難場所を確保しないまま作業を進める危険のある場所が存在しており、被告人兩名も、入会7号の状況を認識していたから、……野焼作業の火災が急速に拡大、延焼し、作業員らの避難が困難になり、その生命・身体に危険が及ぶおそれがあることを十分予見することができた。」

29) ただし、正確には、着火「開始」場所を限定する意味である（第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第5.2. (3) ウ）。入会7号に沿って着火を開始する過誤を防ぐことさえできれば必要十分だからである。

30) 第1審判決の理由中「事実認定の補足説明」第5.2. (2) イ・ウ。

点とすることに拘泥した点にある。現場作業員らが、入会7号が「防火帯」かどうかを意を用いなかったのは、着火手順上、それが重要ではなかったからである。

2 (1) 本判決は、原判決の「論理的」な難点も指摘しているが（20～21頁）、それは、ひっきょう原判決が、「防火帯外着火禁止措置」が「本質的な結果回避措置」だと先決したことに起因する。そうした禁止事項は、主権者側で協議し、伝達しておかなければ、現場作業員らには分かりようがない。しかし、現場の与り知るところではない事項を殊更取り上げ、だからそれは主権者側が周知徹底すべきだったという論の立て方は、けだし論点先取の嫌いがある。本判決が、原判決の判断枠組みを疑問視する所以である（**判旨 1. (1)**）。

裁判所が、当該死傷事故の発生を防止するためにどのような措置がとられる必要があったのかを、検察官に対する求釈明を（も）踏まえて論定したうえで、被告人（ら）の刑責の検討を進めてゆくスタイルは、たとえば**パロマガス湯沸器事件**でも見られる³¹⁾。だが、同事件では、「短絡」と呼ばれる不正改造が原因で起きた不完全燃焼が（一酸化炭素中毒による）当該死傷事故を招いたことから、そもそも（製造・販売会社側で）何らかの対策を講じることが必要な状況にあったのかどうか争われていた点に、注意を要する。

ひるがえって本件では、原判決が「本質的な結果回避措置の絞り込み」に執着した理由はよく分からない。なるほど検察官の思考過程としては、まずは確実に結果発生を阻止できるような、具体的な措置を設定できる時点まで因果を遡る；それを講じなかった被告人に過失があることを証明するために必要な、可能的な危険予測とその根拠事情を捜す；それに基づいて訴因を組み立ててゆくことになる³²⁾。訴因の特定の重要性は論を俟たないが、その組み立てのプロセスと、裁判所による犯罪事実の実体認定は、別の問題である³³⁾。

31) 東京地判平成22・5・11判タ1328号241頁。管見は拙稿「比較的近時の刑事裁判例における製造物責任と過失の認定について」刑ジャ37号(2013)23頁。

32) 小田直樹「過失犯の構造と認定」三井誠先生古稀祝賀論文集（有斐閣、2012）142頁も参照。

33) 宇藤崇「過失犯の訴因における『罪となるべき事実』の記載」曹時67巻6号(2015)9頁も参照。

むしろ裁判所の仕事は、検察官主張の犯罪事実の実体的存否を審査することにある。過失犯の実体は、業務上過失致死傷罪についていえば、業務上必要な注意を払っていれば気付かされた人の死傷する危険性の現実化である。その危険性に気付いた場合に最大限なしうる現実化を阻止するための措置を「結果回避措置」と呼んでも差し支えないが、実体的に先行するのはあくまで仮定的な危険認識である。本判決が、原審認定の結果回避措置につき、その「動機付け」が存在しないと説くのも（21頁）、この限度で正当である。

(2) 原判決に現れた検討過程に関し、本判決は、さらに一步踏み込んで、「注意義務の帰属主体としての組織を確定した上で、その組織の中での地位や職責、権限、職務の遂行状況等を踏まえて、結果発生の危険性、それに対する支配、管理性などの事情を実質的・総合的に考えて、個人として具体的に注意義務の帰属主体となり得るものは誰かというプロセスを経て責任の所在を問うという判断手法」を用いたとの「推察」を述べている（22頁）。そこで意識されているのは、樋口亮介教授の首唱する「段階的思考」であろう³⁴⁾。

ただし、本判決の上記引用箇所中、個人に対する注意義務の帰属根拠にかかる言辞は、三菱自工製トラック車輪脱落事件や明石市砂浜陥没事件・第二次上告審の調査官解説に見られる常套的表現に倣ったものと思われ³⁵⁾、多元性と個別的検討を重視する樋口教授の見解を正しく踏まえたものではない³⁶⁾。とはいえ、原判決の、主催者という「組織」レベルでの義務負担、A・Bという「個人」レベルでの義務帰属、予見可能性、負担の（非）過大性、履行可能性を論じてゆく様は、明らかに樋口教授の見解に符合する面がある³⁷⁾。

ヨリ根本的には、原判決が、本件野焼作業に伴う作業員らの生命・身体に対する「危険を現実化させないための措置を講じる責務」は「作業班側」（だけ）ではなく「主催者側」に（も）割り当てられており、それを「信

34) 樋口亮介「注意義務の内容確定基準」山口厚先生献呈論文集（成文堂、2014）246頁以下。

35) 最決平成24・2・8刑集66巻4号200頁についての匿名解説・判時2157号134頁、最決平成26・7・22刑集68巻6号775頁についての駒田秀和・最判解刑（平26）263頁。

36) 樋口・前掲註34）214頁以下参照。

37) 樋口・前掲註34）258頁も参照。

頼の原則」によって免れさせることはできないと論じたところに、段階的な義務の分配・帰属という発想に通ずべき起点がある³⁸⁾。けれども、その犯罪論的な当否は措くとしても³⁹⁾、そこにいう「信頼の原則」の基礎にある「危険の防止という規範的見地」が⁴⁰⁾、幾分ミスリードしてしまっているように思われる。

原判決は、もっぱら「規範的評価」として「主催者側」に危険防止措置を負担させるべきだと考えたのかもしれない。しかし、そこには重大な見落としがある。防止すべき危険の予見可能性を無視して、その危険を防止せよという規範を承認できるわけがない⁴¹⁾。本判決が「本件事故や本件野焼き作業の実態」を強調するのも（22頁）、事故原因となったL支隊の危険な着火行為が、事前に想定すべきリスクの範囲を超えている以上、防止が「作業班側」の責任か「主催者側」の責任かを云々する以前の問題だとの含意であろう。

3 野焼きは、日本各地に「伝統行事」の一種として催される例が見受けられるが、現実には、火入れが原因で林野火災に至ることも少なくない⁴²⁾。死亡事故も、決して無視できる数ではない⁴³⁾。だが、業務上過失致死（傷）罪で起訴がされたのは、本件が最初だったようである⁴⁴⁾。推するに、検察官は、当日は（西からの）風が強く吹くこと、それゆえC3班の火が（東へ）早く広がることが予見可能だったとの見立てから、総責任者Aとその補佐役Bの刑責を問えると踏んだのであろう。彼らが現場任せにしたのは不注意だった、と。

検察官の筋骨きは、裁判所をして、C3班の火が燃え広がって被害者を焼死させたと確信させられなかったことによって狂わされた面もある

38) 樋口亮介「刑事判例にみる注意義務の負担主体としての法人」北法60巻4号（2009）84頁以下も参照。

39) 小林憲太郎「過失犯の成立要件」川端博先生古稀記念論文集・上巻（成文堂、2014）384頁以下参照。

40) 樋口亮介「刑事過失と信頼の原則の系譜的考察とその現代的意義」東大ロー4号（2009）188頁以下。

41) 拙稿・前掲註25）29頁以下。なお、樋口・前掲註34）228頁も参照。

42) 消防庁『平成30年版消防白書』82頁参照。平成29年に林野火災は1,284件発生し、その主な出火原因は、たき火が402件（31.3%）、火入れが218件（17.0%）、放火（の疑い）が111件（8.6%）である。

43) 朝日新聞2012年4月17日朝刊31頁（熊本全县）に「野焼きによる主な死亡事故」が挙げられている。

44) 朝日新聞2017年2月25日朝刊39頁（東京本社）参照。

が、そもそも当日は強風注意報が発出されていたわけでもなく、現場周辺で急に強い風が吹いたといってもその詳細は不明であり、何に気を付けるべきだったとの主張なのかが今一つはっきりしない弱点がある。気象の変化に対する備えが不十分だったというのなら、端的に、本件野焼作業を実施する行為に過失がある。しかし、本件はそのような過失を立証できる事案ではない⁴⁵⁾。

それで原審は検察官に対して「結果回避措置」を特定させようと躍起になったのかもしれないが、もはやA・Bの刑責追及は「詰み」のように思われる。このまま野焼作業を実施したら人が死傷するかもしれないとの危険予測を根拠付けるべき事実が見当たらない以上、結果発生はいかなる意味においても想定外だったといわざるをえない。計画段階に遡って「防火帯外着火禁止措置」を講じていれば防げたことを前提に論を運ぶのはいかなればタラレバ式の結果論であって、それを本判決が退けたのは道理至極である。

本判決によって正当に整序された事実関係からすると、判例評釈の枠を超えた物言いにはなるが、検察官によるM・Rの不起訴処分はいかにも見込み違いであった。RはH1班の現場責任者といっても被害者らと行動を共にしておらず、L支隊の指揮への関与の実態が不明な面もあるが、少なくともMはL支隊を現実に指揮していたのだから、起訴猶予ならまだしも、嫌疑不十分では得心が行かない。現場ばかり責めてはかわいそうだとの人情は共感できるが、だから代わりにA・Bを吊るし上げるといするのは暴論である。

[附記]

本稿はJSPS 科研費 16K03363 の助成を受けた研究の成果の一部を含む。

45) 本判決が、本件が、「例えば、暴風にもかかわらず、主催者側が野焼作業を強行した」というようなケースとは異なる旨をあえて附言する所以である（22頁）。